

## 川越市国民健康保険税条例一部改正の結果について

## 1 改正内容について

## (1) 基礎課税限度額の引き上げ（第2条第2項、同条第4項、第20条）

## ア 改定案

国民健康保険税の基礎課税限度額を61万円から63万円に、介護納付金課税限度額を16万円から17万円に改める。

区 分	現 行	改定案	差
基礎課税分（医療分）	61万円	<b>63万円</b>	<b>2万円</b>
後期高齢者支援金等分	19万円	19万円	なし
介護納付金分	16万円	<b>17万円</b>	<b>1万円</b>
合 計	96万円	<b>99万円</b>	<b>3万円</b>

イ 施行期日 令和3年4月1日（令和3年度課税分から適用）。

## (2) 被保険者均等割額及び所得割税率の引き上げ（第4条から第6条、第8条）

## ア 改定案

区 分	項 目	現 行	改定案	差	改定率
基礎課税分 （医療分）	所得割税率	7.35%	7.35%	—	—
	均等割額	23,300円	<b>24,700円</b>	<b>1,400円</b>	<b>1.06</b>
後期高齢者 支援金等分	所得割税率	2.20%	<b>2.40%</b>	<b>0.2%</b>	<b>1.09</b>
	均等割額	7,300円	<b>8,400円</b>	<b>1,100円</b>	<b>1.15</b>
介護納付金分	所得割税率	2.00%	2.00%	—	—
	均等割額	10,200円	<b>11,300円</b>	<b>1,100円</b>	<b>1.11</b>

合計 <40歳以上65歳未満の被保険者>

区 分	項 目	現 行	改定案	差	改定率
基礎課税分、支援 金等分及び介護 納付金分の合計	所得割税率	11.55%	<b>11.75%</b>	<b>0.2%</b>	<b>1.02</b>
	均等割額	40,800円	<b>44,400円</b>	<b>3,600円</b>	<b>1.09</b>

合計 <上記以外の被保険者>

区 分	項 目	現 行	改定案	差	改定率
基礎課税分及び 支援金等分の合計	所得割税率	9.55%	<b>9.75%</b>	<b>0.2%</b>	<b>1.02</b>
	均等割額	30,600円	<b>33,100円</b>	<b>2,500円</b>	<b>1.08</b>

イ 施行期日 令和3年4月1日（令和3年度課税分から適用）。

**(3) 均等割額の引き上げに伴う均等割額の軽減額の引き上げ (第20条)**

ア 改定案

均等割額の軽減額 (基礎課税分、支援金等分及び介護納付金分の合計)

7割軽減	現行	改定	差
均等割額 (軽減前)	40,800 円	<b>44,400 円</b>	<b>3,600 円</b>
軽減額 (7割)	▲28,560 円	<b>▲31,080 円</b>	<b>▲2,520 円</b>
均等割額 (軽減後)	12,240 円	<b>13,320 円</b>	<b>1,080 円</b>

5割軽減	現行	改定	差
均等割額 (軽減前)	40,800 円	<b>44,400 円</b>	<b>3,600 円</b>
軽減額 (5割)	▲20,400 円	<b>▲22,200 円</b>	<b>▲1,800 円</b>
均等割額 (軽減後)	20,400 円	<b>22,200 円</b>	<b>1,800 円</b>

2割軽減	現行	改定	差
均等割額 (軽減前)	40,800 円	<b>44,400 円</b>	<b>3,600 円</b>
軽減額 (2割)	▲8,160 円	<b>▲8,880 円</b>	<b>▲720 円</b>
均等割額 (軽減後)	32,640 円	<b>35,520 円</b>	<b>2,880 円</b>

イ 施行期日 令和3年4月1日 (令和3年度課税分から適用)。

**(4) その他所要の規定の整理 (第20条)**

ア 総所得金額等の合算額が一定の額を超えない世帯に対する均等割額の減額措置について、令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しに伴い、国民健康保険税の負担水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないようにするもの。

《見直し内容》

世帯主の所得基準額の計算に、給与所得控除及び公的年金等控除から基礎控除への10万円の振替を行うとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加える。

軽減対象となる世帯の所得基準額

	現行	改定
7割軽減	33万円以下	43万円 +10万円×(給与所得者等の数-1)以下
5割軽減	33万円+(28.5万円×国保加入者及び特定同一世帯所属者の数)以下	43万円+(28.5万円×国保加入者及び特定同一世帯所属者の数) +10万円×(給与所得者等の数-1)以下
2割軽減	33万円+(52万円×国保加入者及び特定同一世帯所属者の数)以下	43万円+(52万円×国保加入者及び特定同一世帯所属者の数) +10万円×(給与所得者等の数-1)以下

イ 施行期日 令和3年1月1日 (令和3年度課税分から適用)。

参考（過去5年間の経緯）

均等割額の軽減割合・判定基準			
平成28年度	33万円以下	33万円＋（26.5万円×国保加入者及び特定同一世帯所属者の数）以下	33万円＋（48万円×国保加入者及び特定同一世帯所属者の数）以下
平成29年度	↓	33万円＋（27万円×国保加入者及び特定同一世帯所属者の数）以下	33万円＋（49万円×国保加入者及び特定同一世帯所属者の数）以下
平成30年度	↓	33万円＋（27.5万円×国保加入者及び特定同一世帯所属者の数）以下	33万円＋（50万円×国保加入者及び特定同一世帯所属者の数）以下
令和元年度	↓	33万円＋（28万円×国保加入者及び特定同一世帯所属者の数）以下	33万円＋（51万円×国保加入者及び特定同一世帯所属者の数）以下
令和2年度	↓	33万円＋（28.5万円×国保加入者及び特定同一世帯所属者の数）以下	33万円＋（52万円×国保加入者及び特定同一世帯所属者の数）以下

**（5） 其他所要の規定の整理（第21条、附則第2項）**

ア 今回の改正に基づく関係条文の読み替え規定の整理。

イ 施行期日 令和3年1月1日（令和3年度課税分から適用）。

**（6） 其他所要の規定の整理（附則第5項、第6項）**

ア 低未利用地の活用促進のため、令和2年7月1日から令和4年12月31日までの間に、譲渡した者が個人である、譲渡する年の1月1日において保有期間が5年超、上物を含めて譲渡価格が500万円以下等の要件を満たす低未利用地の譲渡所得に100万円の特別控除を創設。

イ 施行期日 令和3年1月1日（令和3年度課税分から適用）。

**2 改定による赤字削減見込み額について**

赤字削減見込み額の合計 **279,669千円・・・③（①＋②）**

① 税収の増額 **229,845千円・・・①**

・ 限度額の改定 16,471千円

・ 所得割額及び均等割額の改定 213,374千円

② 繰入金の増額 **49,824千円・・・②**

・ 均等割額の軽減額の改定 49,824千円

※均等割額の軽減による減収分は全額が法定繰入である保険基盤安定繰入金で補てんされる。

保険基盤安定繰入金（軽減分）の財源内訳

・ 4分の3相当額 —— 県の負担金

・ 4分の1相当額 —— 市の負担分

（地方交付税交付金の基準財政需要額に算入）